

雲仙市 自殺対策計画

誰も自殺に追い込まれることのない
“居心地の良い雲仙市”の実現



雲仙市
令和2年3月

はじめに

「誰も自殺に追い込まれることのない “居心地の良い雲仙市”の実現」を目指して



我が国の自殺死亡者数は、平成10年以降3万人を超え、その後も高い水準で推移していたことから、平成18年には「自殺対策基本法」が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

さらに、平成28年4月には自殺対策基本法が改正され、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の実情に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要とされました。

本市では、平成25年3月に雲仙市健康増進計画「健康うんぜん21（第2次）」を策定し、こころの健康づくりに取り組んでまいりました。

このたび、これまでの取り組みを踏まえつつ、さらに総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため「誰も自殺に追い込まれることのない“居心地の良い雲仙市”の実現」を基本理念とした「雲仙市自殺対策計画」を策定いたしました。

自殺の背景には、健康問題だけではなく、経済・生活問題、家庭問題等の様々な問題が複雑に関係しているため、これらの問題を抱えている市民に対し、適切な支援ができるように庁内部署の横断的な支援体制の構築を図ってまいります。また、市民一人ひとりが自分自身や周りの人々の命を大切に、共に支え合う地域づくりを、市民の皆様はもとより、地域の関係機関や団体の皆様と連携しながら取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご指導をいただきました雲仙市保健対策推進協議会（自殺対策地域ネットワーク会議）委員の皆様、また、ご協力いただきました関係機関・団体各位に対しまして心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

雲仙市長 金澤 秀三郎

目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の性質と位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第4節 計画の策定体制と方法	3

第2章 雲仙市の現状

第1節 自殺に関する統計	4
(1)人口10万人あたりの自殺死亡者数(自殺死亡率)の推移	4
(2)男女別・年代別にみた自殺死亡者数	5
(3)自殺の動機・要因	7
(4)高齢者の状況	8
(5)生活保護受給者の現状	8
(6)自殺の原因(危機経路)	9
第2節 関係団体調査の結果	10
(1)調査の実施概要	10
(2)アンケート結果(概要)	12
第3節 雲仙市における自殺をめぐる課題	17

第3章 計画の理念と目標

第1節 計画の基本理念	18
(1)計画の基本理念	18
(2)基本施策	18
(3)重点施策の設定	19
(4)施策体系	20
(5)施策の推進に向けて	21

第4章 施策の推進

第1節 基本施策1 市民への啓発・周知と自殺を防ぐ人材の育成	22
(1)心身の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発	22
(2)地域におけるゲートキーパー等の人材育成	24
第2節 基本施策2 地域におけるつながり力の強化	25
(1)自殺対策の充実に向けた地域ネットワークにおける連携強化	25
(2)地域における支え合い活動の促進	26
第3節 基本施策3 自殺リスクを減らす支援の提供	27
(1)相談機能の強化と専門機関・支援制度との連携	27
(2)児童・生徒のSOSを受け止める相談体制づくり	28
(3)生きることへの支援	30
(4)自殺未遂者への支援	33
(5)自死遺族への支援	33

第5章 計画の推進体制

第1節 包括的なケアマネジメント体制の構築	34
第2節 関係機関との連携体制の強化	35
第3節 点検及び評価体制	35

第6章 資料編

(1)雲仙市保健対策推進協議会設置に関する条例	36
(2)雲仙市保健対策推進協議会運営規則	38
(3)令和元年度 雲仙市保健対策推進協議会 委員名簿	40



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国における自殺死亡者数は、平成10年以降、平成23年まで14年連続で3万人を超える状態が続いていました。その後は減少傾向に転じ、平成30年においては2万600人程度となっています。

自殺死亡者数は全体として減少傾向にあります。人口10万人あたりの自殺死亡者数（自殺死亡率）は依然として主要先進7か国の中で最も高い状態となっています。国においては、平成28年に自殺対策基本法を改正し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進することとしています。また、市町村においても自殺対策計画を定めることとなりました。

国が新たに策定した「自殺総合対策大綱」では、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、「年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだに続いている」とされています。また、自殺総合対策の基本方針として、以下の5点を掲げました。

- ① 生きることの包括的な支援として推進する
- ② 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ③ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- ④ 実践と啓発を両輪として推進する
- ⑤ 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

長崎県では、平成30年3月に「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」を策定し、「自殺総合対策における関係機関・団体の取組（アクションプラン）」として、県所管課や保健所、市町村等の役割を定め、県内自殺死亡者数をゼロとすることを目標に掲げています。

自殺は個人の選択の結果ではなく、健康上の悩みや倒産・失業・借金などの経済・生活問題、家庭問題など、様々な要因が複雑に関係することで、心理的に追い込まれた末に至る結果であり、個人のみならずその要因を求められるものではありません。自殺を防ぐためには、困りごとを抱える市民を地域全体で支える関係性づくりと適切な支援の提供につなぐための支援体制の構築が不可欠です。

雲仙市においても、自殺を個人のみとの問題とすることなく、地域全体で防ぐための体制づくりを進めていくため、本計画を策定します。

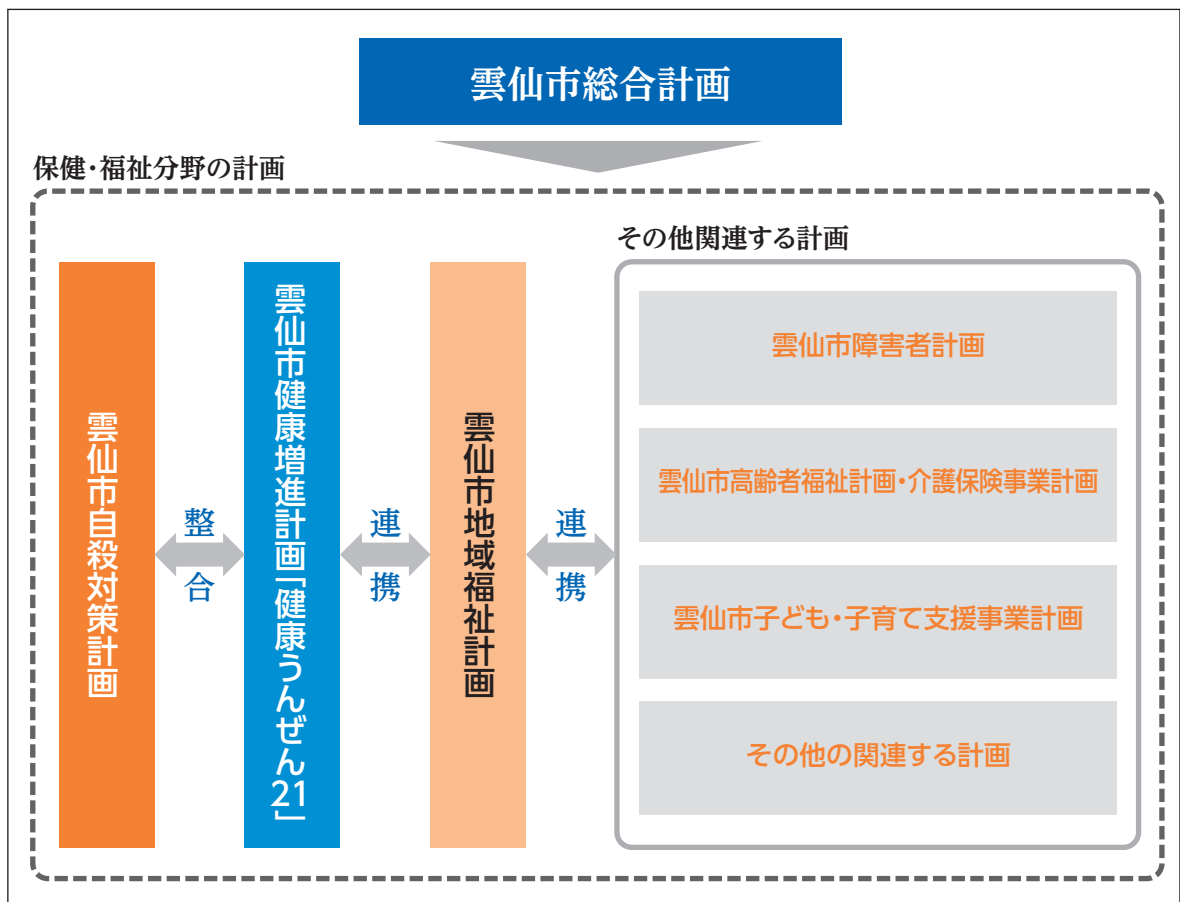
第2節 計画の性質と位置づけ

本計画は自殺対策基本法第13条の2に定められた「市町村自殺対策計画」に相当する計画であり、国や長崎県の自殺対策施策や計画等を踏まえつつ、市の最上位計画である「雲仙市総合計画」や本市の健康増進計画である「健康うんぜん21(第2次)」との整合性を図っています。

図表1 自殺対策基本法(抜粋)

<p>(都道府県自殺対策計画等)</p> <p>第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。</p>

図表2 雲仙市が策定する他計画との関係性



第3節 計画期間

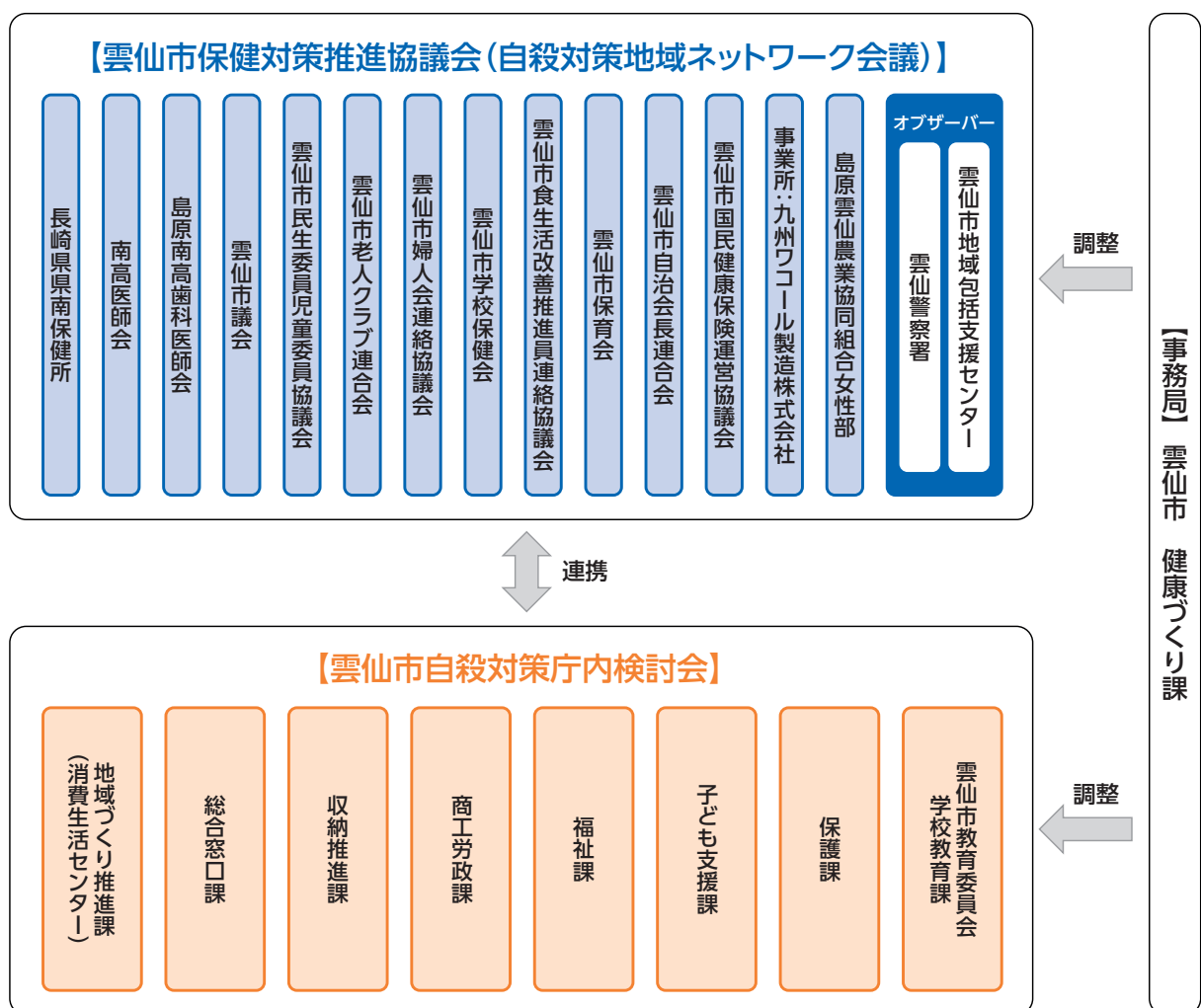
本計画は令和2年度から令和5年度までの4か年とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

第4節 計画の策定体制と方法

本計画は、市民の健康保持及び増進への総合的計画を樹立し、その効率的推進を図ることを目的に設定されている「雲仙市保健対策推進協議会（自殺対策地域ネットワーク会議）」と、市の関係部署で構成される「雲仙市自殺対策庁内検討会」による協議を経て策定されています。

また、計画の策定にあたって、市内の関係団体等に対する調査を実施しています。

図表3 計画の策定・推進体制



第2章 雲仙市の現状

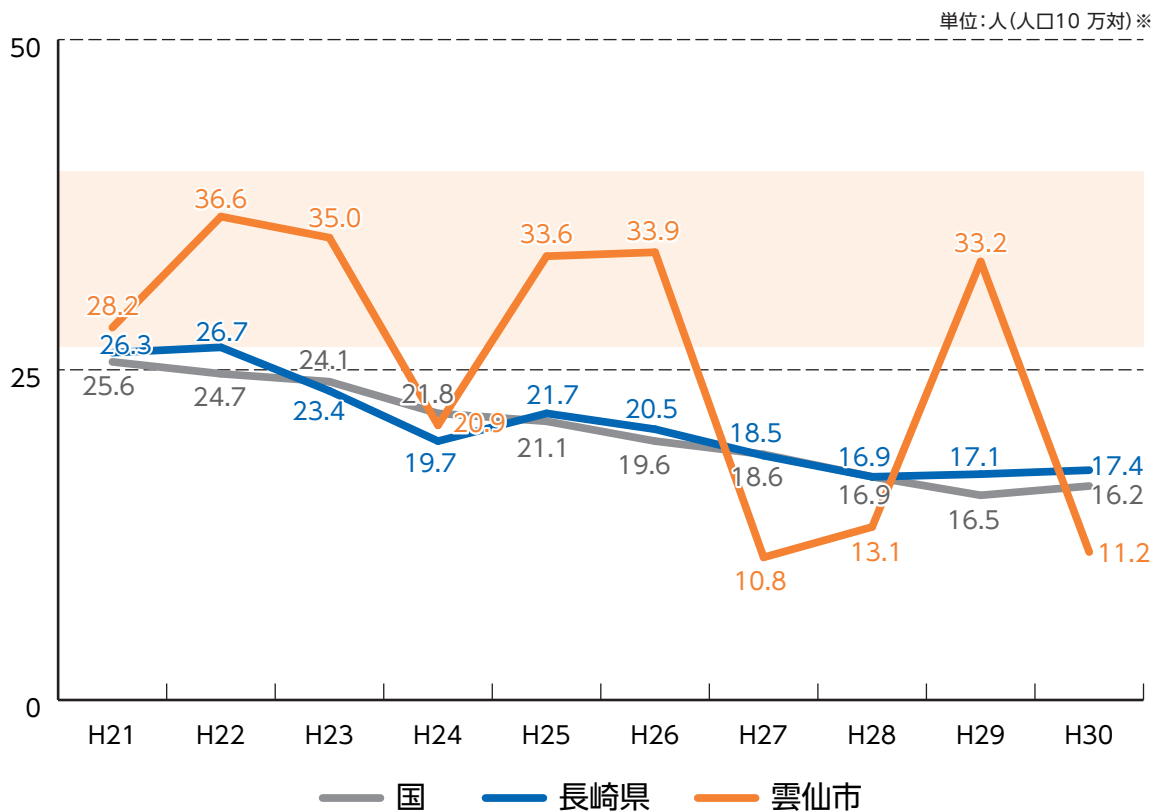
第1節 自殺に関する統計

(1)人口10万人あたりの自殺死亡者数(自殺死亡率)の推移

国の平成21年から平成30年までの自殺死亡率(図表4)をみると、低下傾向が続いており、平成30年には16.2まで低下しました。長崎県も国と同程度の水準で推移していますが、平成28年以降は横ばいとなっています。

雲仙市の自殺死亡率は、人口規模が国や長崎県よりも小さいため変動幅があるものの、概ね国や長崎県よりも高い水準で推移していることがうかがえます。

図表4 自殺死亡率の推移(国、長崎県、雲仙市)



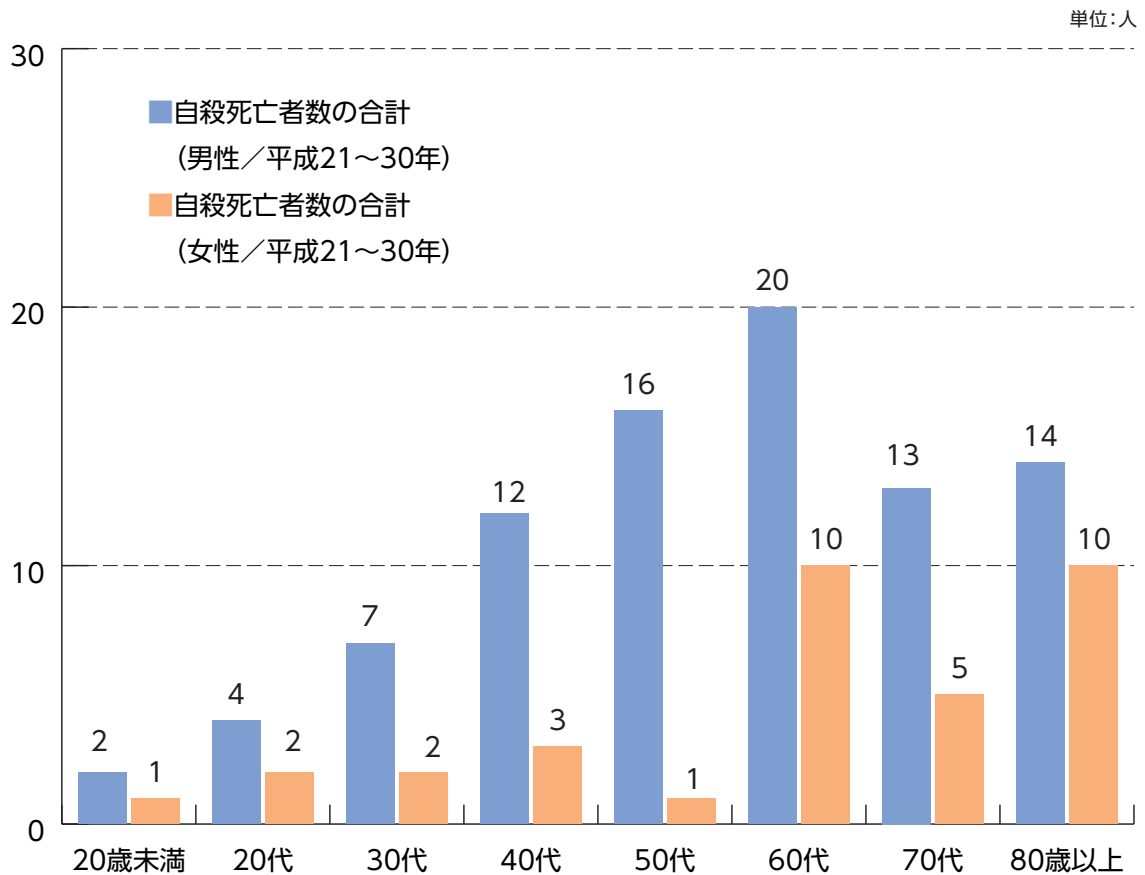
資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 男女別・年代別にみた自殺死亡者数

過去10年間(平成21～30年)の雲仙市における自殺死亡者数(図表5)を男女別、年代別にみると、女性に比べて男性の自殺死亡者数が多く、また、60歳代の自殺死亡者数が多くなっています。

また、20歳代から50歳代までの自殺死亡者数は、女性よりも圧倒的に男性が多くなっています。

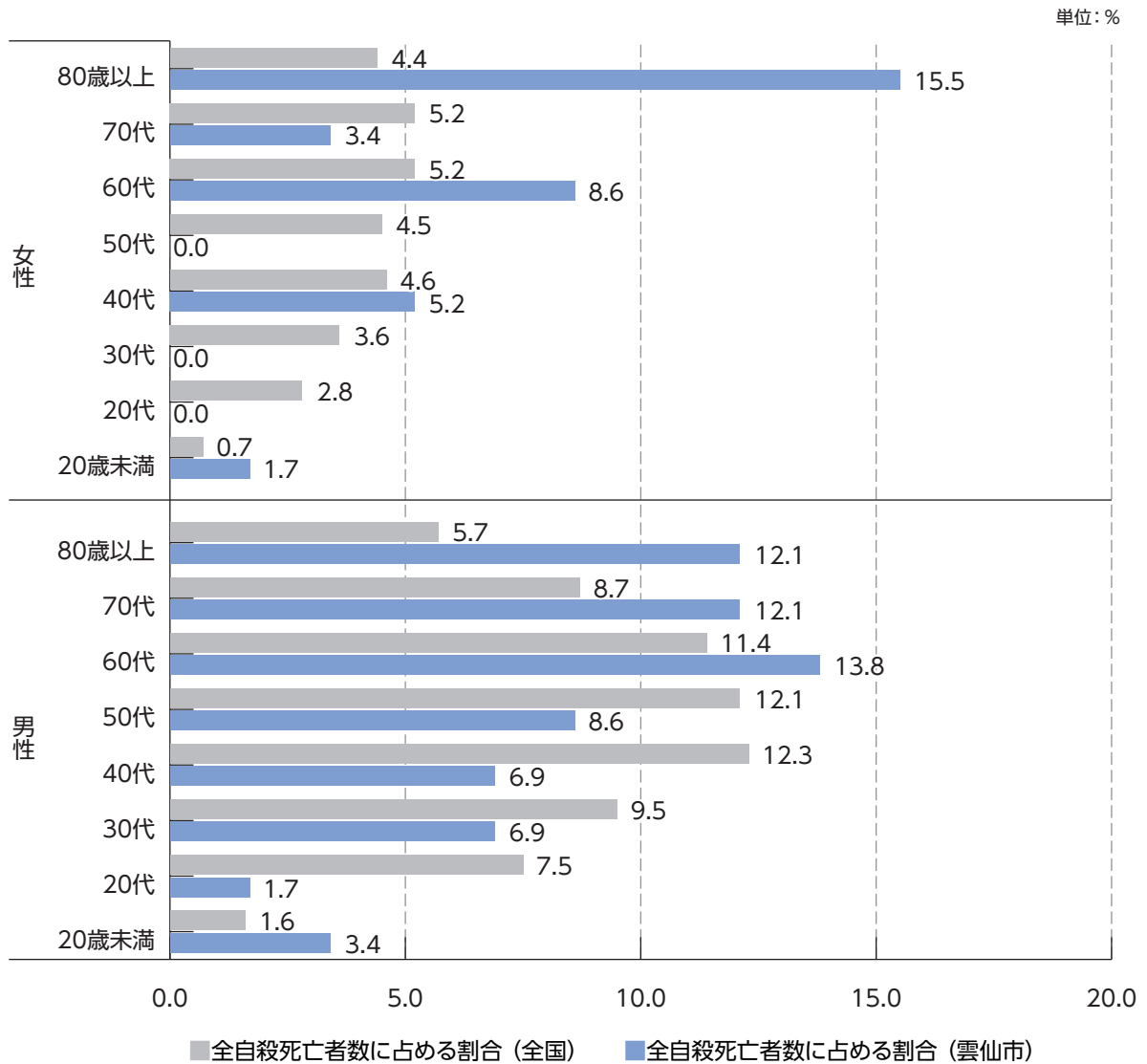
図表5 男女別・年代別の自殺死亡者数(過去10年)



資料:自殺統計(自殺日・住居地)、厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺死亡者割合を男女別・年代別（図表6）にみると、50歳代までの比較的若い層よりも、60歳代以上の高齢者層の占める割合が高くなっていることがわかります。高齢化が進んだことが大きな要因の1つと考えられますが、男女ともに高齢者への支援の必要性・重要性が高いことがうかがえます。今後も高齢化が進行することが予想されることから、継続的な取り組みが望まれます。

図表6 男女別・年代別の自殺死亡者割合



資料：地域自殺実態プロフィール【2018更新版】
 ※端数処理により、合計は必ずしも100.0%とならない。
 ※平成25～29年の5年間における割合を示す。

また、平成25年から平成29年の自殺死亡者数の属性(性別・年齢・就労状況・世帯種別)(図表7)についてみると、上位5項目すべてが60歳以上であり、また上位3項目が無職となっています。

図表7 自殺死亡者の属性(上位5項目)

単位: %

上位5区分		全自殺死亡者に占める割合 (平成25年～平成29年)
1位	男性60歳以上無職同居	24.1
2位	女性60歳以上無職同居	12.1
3位	女性60歳以上無職独居	8.6
4位	男性60歳以上有職同居	8.6
5位	女性60歳以上有職同居	6.9

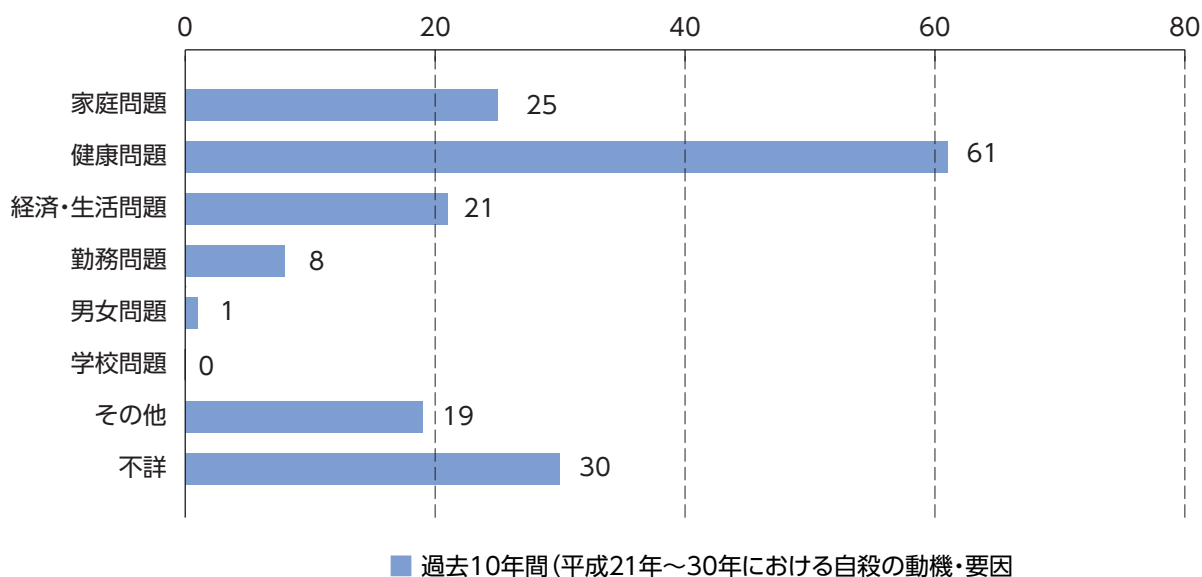
資料: 地域自殺実態プロフィール【2018 更新版】

(3) 自殺の動機・要因

過去10年間(平成21～30年)に雲仙市で発生した自殺について、その動機・要因(図表8)をみると、「健康問題」が最も多くなっているほか、「家庭問題」や「経済・生活問題」が多くなっています。うつ病などの精神疾患は「健康問題」に含まれているため、「健康問題」が多くなっていますが、その背景には家庭問題や生活困窮、勤務問題など様々な生活課題が複雑に関係していることが考えられ、精神疾患への適切な対応のみならず、個々の困りごとに対応した適切な支援の提供に努める必要があります。

図表8 過去10年間における自殺の動機・要因

単位: 件



資料: 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

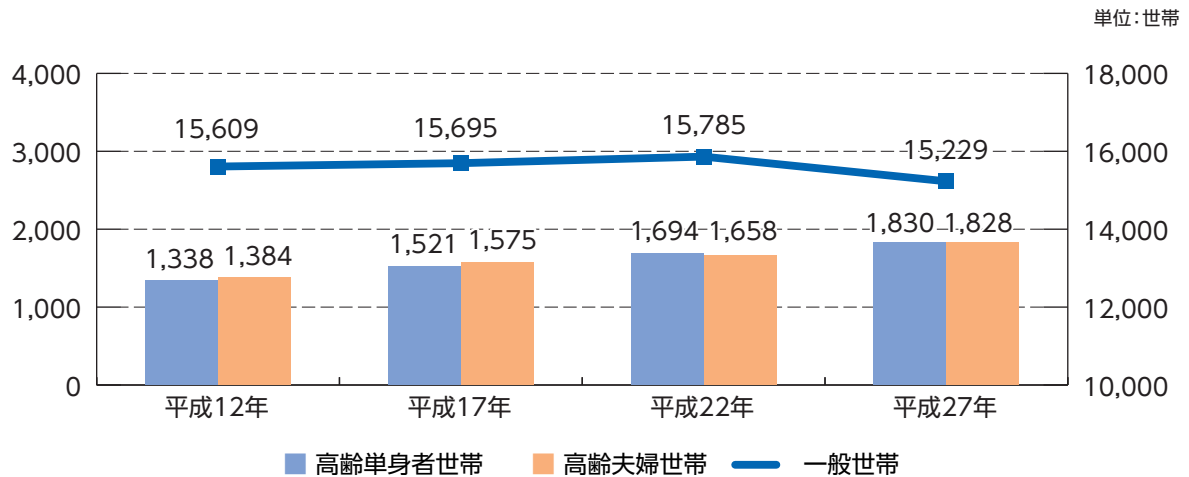
※複数の動機・要因を抱えるケースがあるため、自殺件数とは必ずしも一致しない。

(4) 高齢者の状況

雲仙市における平成12年から平成27年までの一般世帯数(図表9)は横ばいで推移しています。一方で、高齢単身者世帯と高齢夫婦世帯(65歳以上の夫と60歳以上の妻から構成される夫婦1組のみの一般世帯)は増加傾向にあり、平成27年には、ともに1,800世帯以上となっています。

今後も人口減少と高齢化が同時に進むことが予測されることから、高齢単身者世帯や高齢夫婦世帯への支援ニーズは高まるが見込まれます。

図表9 一般世帯数と高齢単身者世帯数・高齢夫婦世帯数の推移

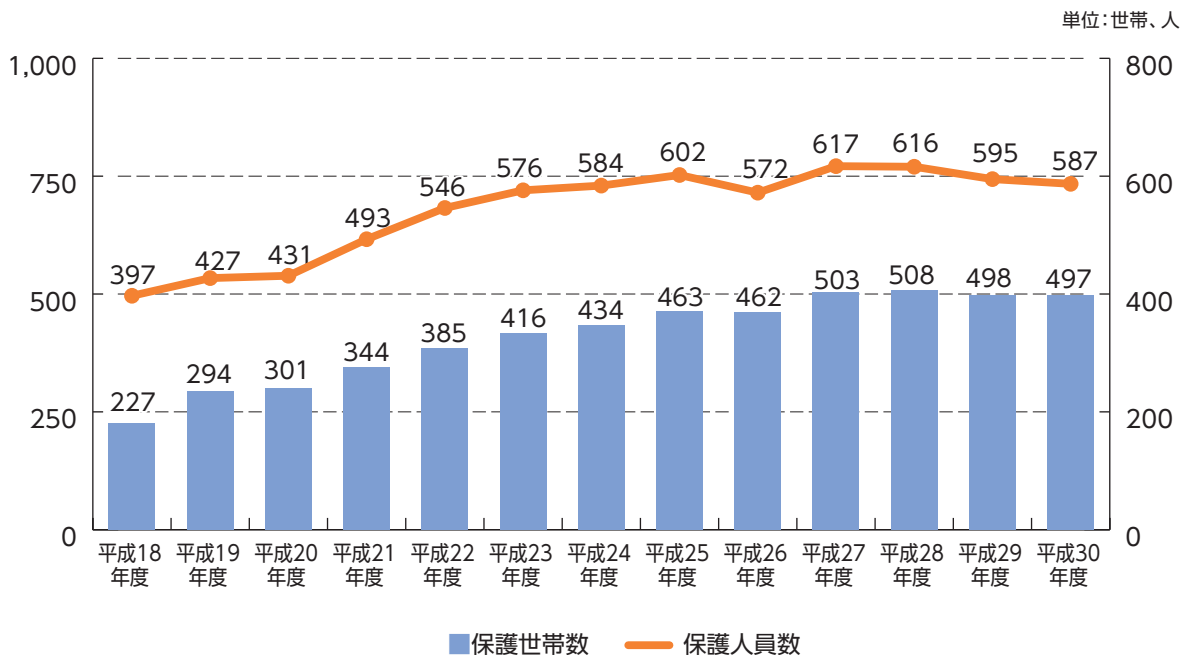


資料: 国勢調査

(5) 生活保護受給者の現状

雲仙市の生活保護世帯数と保護人員数の推移は以下のとおりです(図表10)。過去10年ほどで見ると、生活保護世帯数と保護人員数はともに増加傾向にあります。

図表10 生活保護世帯数と保護人員数の推移



資料: 雲仙市保護課

第2節 関係団体調査の結果

(1) 調査の実施概要

本計画を策定するにあたり、関係団体の取り組みや課題、地域における市民の困りごとやその解決に向けて必要な支援などについて把握し、今後の雲仙市の施策について検討するための基礎調査として、市内で活動する福祉団体等を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

図表12 調査の実施概要

項目	内容
調査対象	雲仙市内で活動する福祉団体等
調査方法	メール／郵送による配布・回収
調査時期	令和元年8月

図表13 回答いただいた団体

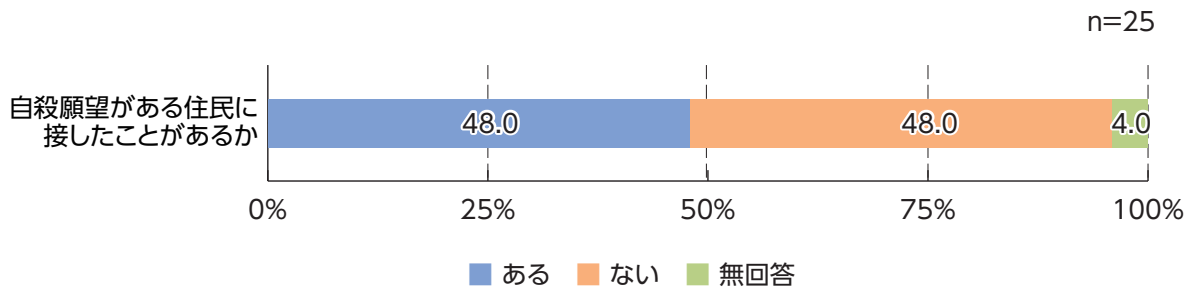
団体種別	団体の名称
医療	一般社団法人南高医師会
福祉・健康	雲仙市母子保健推進員 雲仙市食生活改善推進員連絡協議会 社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会 雲仙市地域包括支援センター
事業所等	島原雲仙農業協同組合女性部 雲仙市商工会 九州ワコール製造株式会社
教育	雲仙市学校保健会
地域	雲仙市自治会長連合会 雲仙市老人クラブ連合会
権利擁護	日本司法支援センター長崎地方事務所 長崎県司法書士会権利擁護委員会 諫早人権擁護委員協議会 雲仙市婦人会連絡協議会 雲仙市男女共同参画懇話会
その他	雲仙警察署 行政相談員
行政団体	長崎県県南保健所 雲仙市議会 雲仙市役所

(2) アンケート結果(概要)

<自殺願望がある住民に接したことがあるか>

自殺願望がある住民に接したり、そのような情報を入手したりしたことがあるかたずねたところ、「ある」、「ない」がともに48.0%となっています。半数近い団体が自殺願望者と何らかの接点を持ったことがあることがわかります。

図表14 自殺願望がある住民に接したことがあるか



<自殺願望がある住民や自殺未遂歴のある住民が抱えていた困りごと>

自殺願望がある住民や自殺未遂歴のある住民が抱えていた困りごとについてたずねたところ、以下のような回答が寄せられました。

図表15 自殺願望がある住民や自殺未遂歴のある住民が抱えていた困りごと(主な回答)

自殺願望がある住民や自殺未遂歴のある住民が抱えていた困りごと(主な回答)

- 多重債務や低収入から生じる**経済的困窮**。家族関係不良。**健康問題**(病識の欠如も含む)。
相談相手の不在(本人自ら関係を断ち切る場合もある)。
- 借金苦、職場、学校での**人間関係**。精神疾患、**家庭問題**、病気。
- 経済的な困窮。うつ病などの**健康問題**。家族関係の問題。

<自殺を防ぐために必要なこと>

自殺を防ぐために必要なことについてたずねたところ、以下のような回答が寄せられました。

図表16 自殺を防ぐために必要なこと(主な回答)

自殺を防ぐために必要なこと(主な回答)
<ul style="list-style-type: none">● <u>孤独にさせない</u>ことが大切であり、そのためには自治会長さんの役目がとても重要と考える。● <u>気づくこと</u>。<u>声をかけること</u>。<u>話を聞くこと</u>。周囲の配慮。支え見守ること。一人にしないこと。● 健康教室やメンタルヘルス研修等による自殺予防対策。<u>精神疾患に対する理解を深める</u>。各種相談体制の拡充及び相談しやすい環境づくり。「<u>ゲートキーパー</u>」の役割を担う人材の充実に。● 早期発見の仕組みづくり。

<地域の様子や困りごとを抱えた人の状況>

担当している地域の様子や困りごとを抱えた人の状況についてたずねたところ、以下のような回答が寄せられました。

図表17 地域の様子、困りごとを抱えた人の状況(主な回答)

地域の様子、困りごとを抱えた人の状況(主な回答)
<ul style="list-style-type: none">● 困りごとまではいかないが、現在、<u>高齢者の一人暮らし</u>の方が数人おり、この人たちのこれから起こる諸問題について、どのように把握し、対応していったら良いかを考えていく必要があります。● <u>借金問題を抱えている方が多い</u>。就労先がない、収入が少ない等の問題。高齢、障がい等により、自分自身で動くことのできない方、合理的な判断が難しい方もみられる。● 高齢者世帯・独居世帯等<u>身寄りがない</u>。身寄りがないため退院時に支援導入が必要。● 経済的困窮者が目立つ割に日常生活自立支援事業等の利用者が少ない。交通アクセスの悪さが原因で医療機関受診・検(健)診につながりにくい。● 子育てにおいて家族のサポートが少なく、<u>仕事と子育ての両立の負担が大きい</u>。また、<u>母子が孤立しやすい環境</u>でもあります。子どもが増えて、<u>引きこもり傾向の数も増えている</u>。● 身元引き受けがない。買い物や移動に困っている。介護人材が不足している。

<地域の困りごとを解決するために必要なこと>

地域の困りごとを解決するために必要なことについてたずねたところ、以下のような回答が寄せられました。

図表18 地域の困りごとを解決するために必要なこと(主な回答)

地域の困りごとを解決するために必要なこと(主な回答)
<ul style="list-style-type: none">● <u>多職種間の連携</u>。また、地域住民間の絆を強くすること。● 相談窓口の拡充及び相談窓口から適切な機関につながるよう、<u>各団体、職種の情報提供、連携強化等</u>。専門分野が異なる機関・団体の問題解決に向けた連携活動。● <u>民生・児童委員等による地域の見守り</u>。親族内等で問題を抱え込まないよう、気軽に相談できる環境を整備する。● 高齢者世帯・独居世帯等<u>身寄りがない</u>。身寄りがないため退院時に支援導入が必要。● 相談先の拡充はもとより、相談窓口へアクセスしやすい環境づくり。<u>相談しやすい空気</u>をつくること。● <u>心療内科、精神科への受診しやすい環境づくり</u>も必要だと感じる。● 県で実施しているゲートキーパー養成講座はスナックのママさん向けや理美容師を対象に実施している。そのような<u>接客業の方に正しい知識やゲートキーパーの役割を伝えていくことも必要</u>だと思う。● <u>市役所の庁内連携</u>(関係部署との情報共有・役割分担・課題解決)、個別支援の共有。● 地域課題に対しての、<u>地域ケア会議</u>を活用する。

<自殺を防ぐために行政が担う役割>

自殺を防ぐために行政が担う役割についてたずねたところ、以下のような回答が寄せられました。

図表19 自殺を防ぐために行政が担う役割(主な回答)

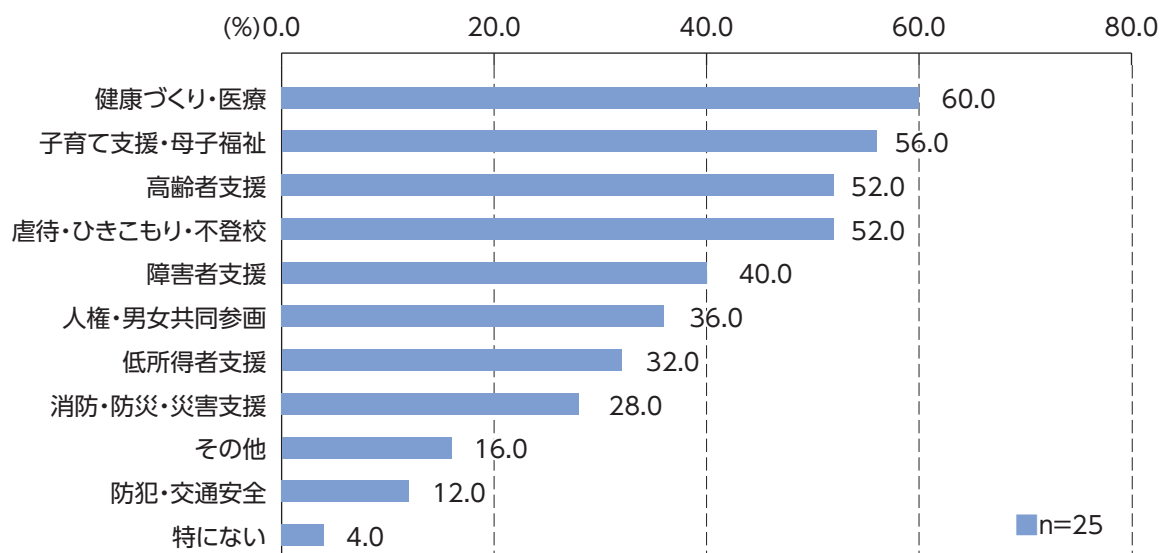
自殺を防ぐために行政が担う役割(主な回答)

- 住民の悩み相談を聞く部署をつくる。定期的に自治会長会議を開催して自殺防止の啓発を図る。
- 市では、自殺者の多い現状を踏まえ、地域への働きかけを行い、自殺対策、生きることの大切さ、諸団体との連携のあり方等、地域に向き、住民への理解を積極的に進めることが大事ではないでしょうか。人権に関する難しい一面もあり、その対処の仕方は慎重でなくてはなりません。追い込まれた立場の人を良く理解し、自殺という悲しい道に走ることがないように、地域住民の対処のあり方も問われると思うし、今後の課題のようにも思います。
- 誰もが自殺に追い込まれない社会の実現。介護疲れ、育児疲れなどない社会の実現。
- 低所得者対策。雇用者拡大。各種相談窓口や心のケアに関する情報の発信、普及啓発。生活保護世帯における就労可能者への就労支援。
- 自殺企図者や未遂などの関係者に対する立ち直り支援や医療の経済的支援。
- 困りごとを抱えた人の身近な相談先となり、各種専門機関につなぐハブ的な役割。
- 早期発見の仕組みづくり。自殺予防に対する住民啓発。現状の把握(アンケートなどで住民の意識の把握)。自殺予防ネットワークを構築し、情報を集約する。

<市が力を入れるべきと感じる取り組み>

市が力を入れるべきと感じる取り組みについてたずねたところ、「健康づくり・医療」(60.0%)が最も多く、次いで「子育て支援・母子福祉」(56.0%)、「高齢者支援」、「虐待・ひきこもり・不登校」(同率52.0%)などとなっています。

図表20 市が力を入れるべきと感じる取り組み(全体/複数回答)



第3節 雲仙市における自殺をめぐる課題

統計データや関係団体調査の結果等を考慮すると、今後雲仙市が解決していくべき課題は以下のようによまとめられます。

①自殺とその対策に関する市民の正しい理解

日々の生活では意識されにくい「自殺」という社会問題に対し、その現状を広く市民に知らせるとともに、その正しい理解を普及・啓発していく必要があります。日本では、依然として個人の責任を問う風潮が強く、自殺もその例外ではありません。自殺は社会が解決していくべき課題であることをすべての市民が認識し、悩みごとを抱える人に寄り添った支援の提供が求められます。

また、自殺の要因として、精神疾患や身体疾患が大きく影響することから、自殺を防ぐためには、市民一人ひとりの心身の健康づくりが重要です。健康に関する正しい知識を広め、適切な支援を受けられることができるよう、市が実施する健康増進施策と連携した施策の展開が必要です。

②地域のつながりの構築・強化

関係団体調査では、「高齢者の一人暮らしが多くなっている」や「母子が孤立しやすい」状況にあるという意見が寄せられています。内閣府が平成30年に実施した「生活状況に関する調査」では中高年のひきこもり者数が全国で61.3万人いるとされており、ひきこもり問題は若年層だけの問題ではないことがうかがえます。実際に、高齢化と核家族化が進行することで、高齢者のみならず、子どもやその保護者も孤立しやすくなっており、これまで以上に地域や行政による積極的な関与が重要になっています。

今後も人口減少は長期的に進むことが予想されることから、地域のつながりはますます希薄化していく可能性があります。困りごとを抱える人を見つけ、必要な支援が受けられるように、地域におけるつながりの強化を図り、誰も孤立することのない雲仙市をつくる必要があります。

③自殺の要因となる生活課題の解決に向けた相談窓口や支援機関(者)間の連携強化

関係団体調査では、行政が担う役割として、「自殺予防ネットワークの構築」が挙げられています。困りごとを抱えた人の身近な相談先の1つとなり、必要な支援が受けられるよう、適切な支援機関へつなぐことが必要です。自殺を防ぐ地域づくりを進めるため、生活上の悩みを受け止める各機関・団体が必要な情報を共有しながら、一人ひとりに応じた適切な解決策を提示できるよう、相談窓口同士のつながりを強化していく必要があります。

第3章 計画の理念と目標

第1節 計画の基本理念

(1) 計画の基本理念

自殺に関する法律や制度の改正、アンケート調査の結果などを総合的に踏まえ、本計画における基本理念を以下のように定めます。

図表21 計画の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない
“居心地の良い雲仙市”の実現

自殺に至るまでには様々な要因が複合的に連鎖することから、対症療法的な支援のみでは解決するには不十分であり、地域における複合的な支援が必要となります。また、ケースに応じた柔軟な支援が不可欠です。公的な支援のみならず、地域における相互の助け合いなど、地域福祉の役割が重要となります。

この基本理念は、行政と市民がともに協力し合いながら、自殺のみならず、身近な生活課題の解決を探るまちづくりを推進していくものです。“居心地の良い雲仙市”とは、困りごとや悩みがあっても、安心して周りに相談できる環境や自分らしくいられる居場所があるなど、少しでも前向きに生きようとする要因が多く存在する雲仙市の状態を想定しています。

また、自殺死亡者数を「ゼロ」とすることを目標として自殺対策に取り組みます。

(2) 基本施策

雲仙市の課題を踏まえ、以下に示す施策の方向性(基本施策)に沿って取り組みを進めていきます。

図表22 施策の方向性(基本施策)

- ① 市民への啓発・周知と自殺を防ぐ人材の育成
- ② 地域におけるつながり力の強化
- ③ 自殺リスクを減らす支援の提供

(3) 重点施策の設定

自殺総合対策推進センターが作成している「地域自殺実態プロファイル【2018更新版】」では、雲仙市に推奨される重点パッケージの1つとして、「高齢者」が挙げられています。これは、雲仙市の自殺の特徴等から設定されており、自殺を防ぐ地域づくりを推進していく上で考慮すべき項目となっています。

雲仙市においては、自殺死亡者数の多くが高齢者であること、今後も高齢者が増加していくことが見込まれることから、雲仙市をより住みやすい地域とし、計画期間における自殺死亡者数をゼロとするため、「高齢者への支援」を重点施策として掲げることとしました。

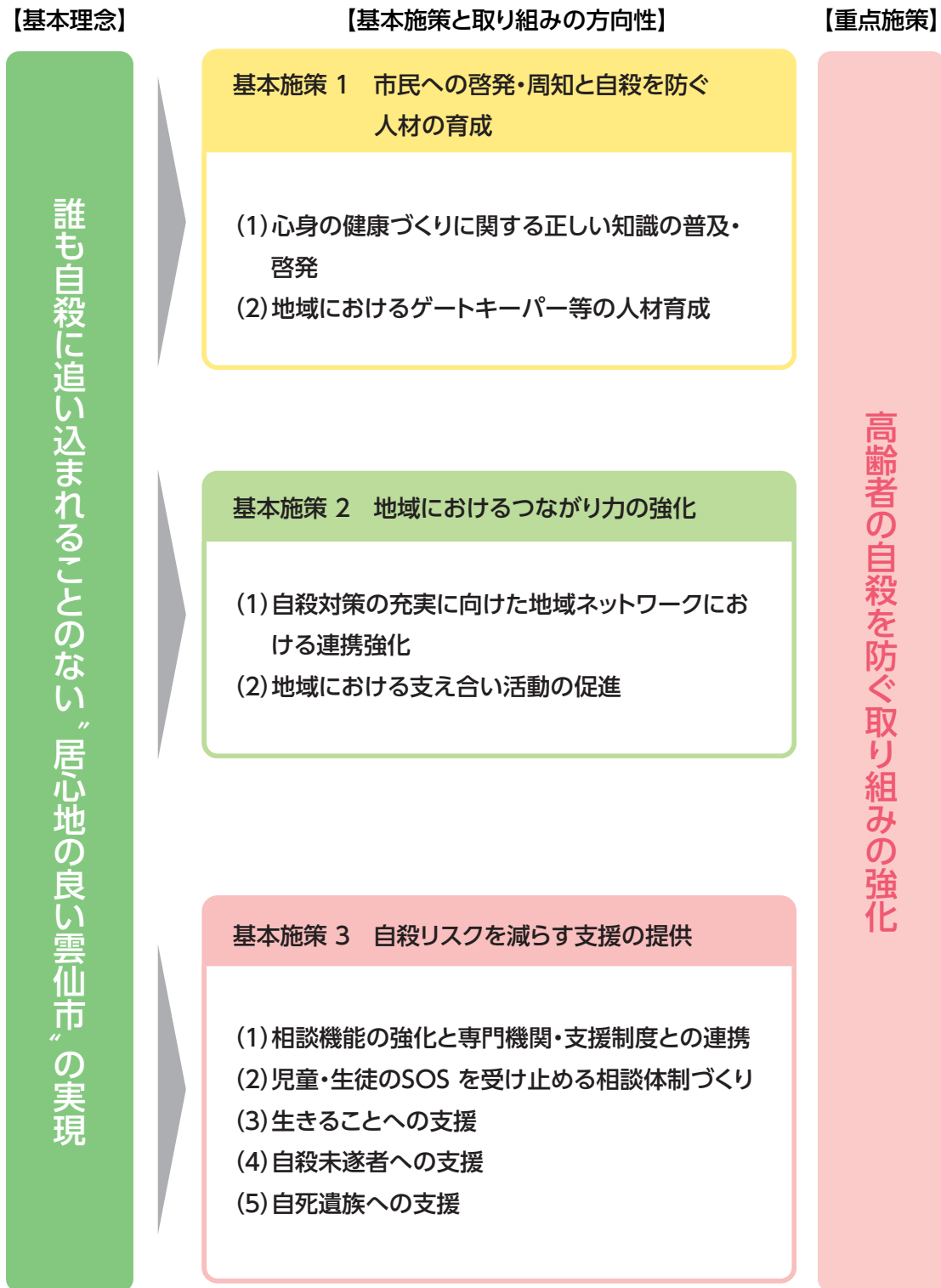
図表23 重点施策

● 高齢者の自殺を防ぐ取り組みの強化

(4) 施策体系

雲仙市の課題を踏まえ、以下に示す施策の方向性(基本施策)に沿って取り組みを進めていきます。

図表24 施策体系



(5) 施策の推進に向けて

次ページ以降では、本計画に基づいて実施する主な取り組みを掲載しています。
記載されている内容は以下のとおりです。

図表25 計画の見方

第4章 施策の推進

第1節 基本施策1 市民への啓発・周知と自殺を防ぐ人材の育成

(1) 心身の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発

自殺に至る要因として、「健康問題」が多いとされています。これは、自殺死亡者の多くがうつ病などの精神疾患を発症しているケースが多いことが要因の1つとして挙げられますが、心と身体は相互に作用しており、個人の健康状態に大きな影響を与えるとされています。心身ともに健やかに過ごすことはすべての市民の願いであり、これを実現するには、日頃の個人の健康づくりに対する取り組み等に加えて、社会全体で健康づくりを支援していくことが重要です。

雲仙市健康増進計画「健康うんぜん21(第2次)」等に基づいて実施されている既存の健康づくり施策等と連携しながら、一人ひとりの市民が自らの心身の状況について、正しく把握できる機会を提供するとともに、周りの人の健康などについて考える機会を提供します。また、精神疾患や自殺に関する基礎的な知識を広く普及していきます。

主な取り組みが掲載されています。

主な担当課を掲載しています。

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
1	こころの健康・自殺対策に関する周知・啓発活動の推進	精神保健事業の実施を通じて、こころの健康づくりや自殺対策に関する正しい知識の啓発・普及を図ります。	・健康づくり課	
2	相談窓口の周知と啓発	市や関連機関が設置する相談窓口を広報や市ウェブサイト等を通じて周知を図るとともに、市民が抱える悩みについて、関係機関で情報共有できる仕組みの構築に向けた取り組みを進めます。 また、「お守り型相談窓口リーフレット」を市役所窓口等に設置することで、各種相談窓口についての周知を図ります。	・健康づくり課 ・その他	重点施策である高齢者を対象とした取り組みには○がつけられています。
3	健康相談の実施	市民が本人あるいは家族等の健康について相談することができるよう、随時健康相談を行います。	・健康づくり課 ・子ども支援課 ・福祉課	○

第4章 施策の推進

第1節 基本施策1 市民への啓発・周知と自殺を防ぐ人材の育成

(1)心身の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発

自殺に至る要因として、「健康問題」が多いとされています。これは、自殺死亡者の多くがうつ病などの精神疾患を発症しているケースが多いことが要因の1つとして挙げられますが、心と身体は相互に作用しており、個人の健康状態に大きな影響を与えるとされています。心身ともに健やかに過ごすことはすべての市民の願いであり、これを実現するには、日頃の個人の健康づくりに対する取り組み等に加えて、社会全体で健康づくりを支援していくことが重要です。

雲仙市健康増進計画「健康うんぜん21(第2次)」等に基づいて実施されている既存の健康づくり施策等と連携しながら、一人ひとりの市民が自らの心身の状況について、正しく把握できる機会を提供するとともに、周りの人の健康などについて考える機会を提供します。また、精神疾患や自殺に関する基礎的な知識を広く普及していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
1	こころの健康・自殺対策に関する周知・啓発活動の推進	精神保健事業の実施を通じて、こころの健康づくりや自殺対策に関する正しい知識の啓発・普及を図ります。	・健康づくり課	
2	相談窓口の周知と啓発	市や関連機関が設置する相談窓口を広報や市ウェブサイト等を通じて周知を図るとともに、市民が抱える悩みについて、関係機関で情報共有できる仕組みの構築に向けた取り組みを進めます。 また、「お守り型相談窓口リーフレット」を市役所窓口等に設置することで、各種相談窓口についての周知を図ります。	・健康づくり課 ・その他関係課	
3	健康相談の実施	市民が本人あるいは家族等の健康について相談することができるよう、随時健康相談を行います。	・健康づくり課 ・子ども支援課 ・福祉課	○

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
4	自殺対策に関するポスターやチラシの配置	保健センター（保健福祉センター）などに、自殺対策に関するポスターやチラシなどを配置するなど、市民への啓発・周知を行います。	・健康づくり課	
5	人権啓発活動の推進	あらゆる場を活用して、すべての市民がお互いの人権を尊重しつつ、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるように、人権啓発活動を推進します。	・生涯学習課 ・学校教育課 ・地域づくり推進課	
6	健診の受診勧奨	対象者への個別案内や広報紙の記事掲載などにより、健診の受診率向上を図り、市民が自らの健康状態に関心を持つことができる環境を整えます。	・健康づくり課 ・子ども支援課 ・総合窓口課	○

■評価指標■

指標	目標値 (令和2～4年度)
健康講座等における「お守り型相談窓口リーフレット」の配布数	延べ3,000部

▶ お守り型相談窓口リーフレット

各種相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、健康講座等で配布するほか、市役所各種窓口及び市内の施設等に設置します。

手に取りやすく携帯しやすいように「お守り型」としました。



(2) 地域におけるゲートキーパー等の人材育成

自殺死亡者の多くは、生活の中で困りごとがあっても様々な事情で周囲から適切な支援を受けることができずに悩んでおり、これが自殺を防ぐことが難しい理由の1つでもあります。周りの人には相談しにくい悩みもあり、自殺のサインに周囲が気づきにくい、あるいはサインに気づいてもどのように対応すればよいのか戸惑うケースもあります。

身近な地域におけるゲートキーパーを増やし、自殺を考えている人に気づき、社会から孤立させることなく、適切な支援につなげていくことができる環境をつくれます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
1	地域におけるゲートキーパー講座の実施	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる「ゲートキーパー」を増やし、課題を抱える人を孤立させない地域づくりを進めます。ゲートキーパー講座は、関係機関・関係部署と連携し、実施します。	・健康づくり課	
2	市職員への健康教育	市職員を対象に実施する職員研修において、メンタルヘルスや自殺の現状等に関する内容の研修を行うなど、こころの健康について考える機会を提供し、職員の資質向上を図ります。 また、市民と接する機会を捉え、困りごとを抱える人に気づき、適切な支援につなげられるよう、正しい知識の習得に努めます。	・人事課	

■評価指標■

指標	目標値
ゲートキーパー講座 実施回数	7回以上/年

▶ ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。

本市のゲートキーパー講座は、平成23年度より市内の民生委員・児童委員や商工会等の各種団体や市民を対象に実施しています。今後もより多くの市民や関係団体等に継続的に実施していきます。

ゲートキーパー講座の様子



第2節 基本施策2 地域におけるつながり力の強化

(1) 自殺対策の充実に向けた地域ネットワークにおける連携強化

自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が関係して心理的に追い込まれた末の死です。それらの要因に働きかけ、社会の意識と行動を変えていくため、行政はもちろん、地域で活躍する関係機関、民間団体、学校、企業、市民等、それぞれが果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携と協働する仕組みを構築していくことが重要になります。

今後も、自助・共助・公助による支援を組み合わせながら、人口が減少していく中でも、地域における福祉課題を解決していくことができるよう、より民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を深めていきます。また、市民の生活課題について、様々な機関や相談の場を通じて把握し、解決に向けた取り組みを進めていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
1	保健対策推進協議会の開催	関係機関と自殺対策に関する情報共有を行い、連携体制の構築を図ります。	・健康づくり課	
2	庁内における連携体制の強化	市民から寄せられる悩みなどについて、部署を越えた情報共有が必要であると判断される場合には、相談者の同意のもと、庁内で情報を共有し、複合的な支援の提供を図ります。	・健康づくり課	
3	地域における連携体制の強化	地域の関係機関等と連携し、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等、地域において困りごとを抱える人の早期把握・早期支援に努めます。 また、市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていけるように、地域における連携体制を強化していきます。	・健康づくり課 ・福祉課 ・子ども支援課 ・保護課 ・その他関係課	○

▶ 庁内連携ツール

市職員が市民からの相談があった際に適切な相談窓口につなげられるよう市役所内共通の相談票等を作成します。

それにより、市役所内の横断的な連携や地域団体等とも連携した相談支援体制の充実を図ります。



(2) 地域における支え合い活動の促進

人口減少や核家族化、プライバシー意識の高まりなどにより、地域のつながりは希薄化する傾向にあります。特に若者世代の地域とのつながりは希薄化する傾向が全国的に強くなっています。支援を必要としていても、周囲に信頼できる知り合いがないなどの理由により、一人で悩みを抱え込んでしまう人も少なくないため、日頃の生活において、地域のつながり力を強化・維持していく仕組みづくりが求められます。

自治会活動を中心に、地域内における相互の見守り機能を高め、誰も孤立することのない地域づくりを進めていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
1	地域における交流の場・居場所づくり	高齢者が参加する「ころばんごとがんばらんば体操教室」や子育て中の保護者が参加する「子育てサロン」、「子育て支援センター」などの活動を支援し、身近な地域において、市民同士が交流を深める場を提供します。	・福祉課 ・子ども支援課	○
2	地域内での見守り機能の強化	自治会内での防災訓練の実施や自主防災組織の育成等を支援し、地域で相互に支え合う関係性の構築を推進します。 地域での見守りや日常生活での困りごとについて、自治会や班内での相互の協力のもと、解決に向けた相談・調整等を行います。自治会活動の中で気づいた点があれば市役所に共有するなど、困りごとを抱えた人が必要とする支援を提供するための情報共有のあり方について、検討を進めます。 また、民生委員・児童委員や母子保健推進員等の協力を得ながら、市民の困りごとの共有や解決に向けた連携体制の構築に努めます。	・市民安全課 ・地域づくり推進課 ・各総合支所 ・福祉課 ・子ども支援課 ・健康づくり課	○

第3節 基本施策3 自殺リスクを減らす支援の提供

(1) 相談機能の強化と専門機関・支援制度との連携

自殺に至るまでには、健康問題や経済・生活問題など、様々な要因が影響しており、自殺を防ぐためには、市民が抱える悩みや問題に対して、可能な限り正確に把握し、関係する機関とその情報を連携していく必要があります。また、効果的に支援を提供していくためには、それぞれの機関がその人の事情を理解し、課題に対する支援を総合的・複合的に提供していく必要があります。

既に様々な分野で整備されている相談窓口を基本としながら、ケースに応じた柔軟な情報連携・共有を図り、困りごとを抱えた市民が少しでも解決に向けた道筋を見出せるよう、努めていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
1	市民が抱える悩みや問題に対する相談体制の充実	市民相談において、市民の悩みや不安などを把握するとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。	・地域づくり推進課	
		人権擁護委員、法務局と連携し、市内各町において人権相談所を開設するとともに、人権啓発活動を実施します。	・地域づくり推進課	
		多重債務に関する相談があった場合に、相談者の状況等を把握し、問題解決に向けて適切な専門機関につなぎます。	・地域づくり推進課	
		母子父子自立支援員による相談・助言・指導を通じて、母子・父子・寡婦家庭の福祉向上と自立促進を図ります。	・子ども支援課	
		家庭児童相談員により、児童虐待や家庭におけるしつけ、親子関係、不登校など、18歳未満の子どもに関する相談業務を行います。	・子ども支援課	
		障害者相談員により、障がいのある人やその家族の悩みや不安などについて、相談を受け付けます。障がいのある人の人権や意思を尊重しつつ、必要に応じて関係機関との連携を図ります。	・福祉課	
		市の総合相談窓口や雲仙市地域包括支援センターにおいて、福祉介護サービスや権利擁護に関する相談を受け付け、必要に応じて関係機関との情報共有を行います。	・福祉課	○
		就労支援員により、求職者に対し事業所や業種を紹介し、就労に向けた活動支援と定着支援を行います。	・保護課	

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
2	関係機関との連携強化	行政サービスだけで解決が難しい生活課題に対しては、関係機関と連携し、その困りごとを抱える市民に合った支援のあり方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり課 ・その他関係課 	

(2) 児童・生徒のSOSを受け止める相談体制づくり

全国的に自殺死亡率は低下傾向にあります。20歳未満の自殺死亡率は横ばいで推移しているなど、若年層による自殺が深刻となっています。雲仙市においても、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりが求められます。

子どもを取り巻く環境の変化や家庭の状況等を把握し、支援が必要と判断される子どもやその保護者に対しては、子どもが自殺に至ることのないよう、適切な相談や助言、介入等を行っていきます。また、子どもが悩みを相談しやすい環境づくりを進めるため、地域との連携のもと、見守り機能を強化していくほか、家庭や学校以外での居場所づくりを進めていきます。さらに、子どもが困難やストレスに直面した際、自ら周りの大人に助けを求めることができる力を身につけ、自身の権利や身体を自ら守ることができるよう、心身の健康や権利に関して学びを深める場を提供していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課	重点 施策
1	子ども・子育てに関する相談体制の整備・充実	<p>雲仙市「親子ホットライン」において、子どものいじめ・不登校問題をはじめとする様々な教育相談に対し、専門的な知見を含めた対応を行います。</p> <p>児童生徒サポートセンター事業により、学校不適応児童・生徒、本人またはその家庭に対し、間接的な支援を行うとともに、適切な情報共有を行います。</p> <p>市内の小・中学校にスクールサポーターによる学習活動や図書活動における支援や教育相談等を行い、個に応じたきめ細かな生徒への支援と対応に努めます。</p> <p>雲仙市「家庭ホットライン」において、虐待や養護などの通報・相談窓口として支援と対応に努めます。</p> <p>母子父子自立支援員により、母子・父子家庭の母（父）の悩み等の相談に応じるとともに就業支援を行い、自立を促進します。</p> <p>子育て支援員により、保育所や認定こども園、地域子育て支援センターや病児・病後児保育など、総合的に、子育てに関する情報の提供や相談に応じます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援課 ・学校教育課 	
2	地域における子どもの居場所づくり	<p>放課後や土曜日における子どもの居場所として、地域の様々な人材の力を活用して、学びの場を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 	
3	地域の見守り力の強化	<p>雲仙市防犯協会や雲仙市暴力追放運動推進協議会、雲仙地区少年補導員連絡協議会の協力のもと、夏休み・冬休み明けや卒業期など環境変化が大きい時期に登下校時の見守り活動を行います。</p> <p>通学時間中に交通指導を行う交通指導員との協力のもと、悩みを抱えている可能性のある児童・生徒に声かけを行い、必要な場合は情報を学校に共有します。</p> <p>地域住民が一体となって、子どもが安心・安全に暮らせるよう「子ども110番の家」の協力要請を行い、警察と連携を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民安全課 ・学校教育課 	
4	いじめの防止活動の推進	<p>いじめを正しく理解してもらうため、市民に対していじめに関する必要な啓発を行います。いじめを早期に発見し、対応するため、効果的な通報及び相談の体制を整えます。</p> <p>また、各小・中学校において、子どものいじめ防止に向けた取り組みを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり推進課 ・学校教育課 	

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
5	メディアとの接し方に関する啓発	スマートフォンや携帯電話など、メディアとの適切な付き合い方を子どもに伝えます。SNSでのトラブルやスマートフォン等による健康被害など、学ぶ機会を提供します。	・生涯学習課 ・学校教育課	
6	高校生を対象としたこころの健康教育	高校生を対象に講演会を実施し、こころの病気やストレス等に関する正しい知識や、悩んだときに周りに相談することの大切さを学ぶ機会を提供します。	・健康づくり課	

(3) 生きることへの支援

自殺に至るまでにはプロセスがあり、複数の要因が相互に関係することで、その問題が複雑化、深刻化していくことから、周囲の人が自殺の危機にある人を早期に発見し、適切にサポートしていくことが大切です。また、生活課題に対して個別の解決策を提供するだけでは不十分であり、すべての市民が身近な社会の中に居場所を見出せるようなつながりづくりも大切です。

生活課題や不安を抱える人に対し、その要因を細かく分析しながら、必要な支援を複合的に提供していくことで、将来への不安や絶望などの生きづらさを感じる要因を減らす取り組みを進めていきます。また、自らの将来に希望を持って生きていくことができるよう、自己実現に向けた適切なアドバイス等を受けられる機会を提供するとともに、地域とのつながりを構築・維持できる場を提供していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
1	経済的支援の充実	在宅の要介護4または5の介護認定者で寝たきりの人や認知症の人などに対し、紙おむつ等の介護用品購入の給付券を交付し、また介護をしている家族に対して慰労金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	・福祉課	○
		高齢者や障がいがある人に対し、タクシー料金の一部を助成します。	・福祉課	○
		乳幼児、子ども、母子・父子家庭の子どもと保護者及び寡婦に対し、福祉医療費として医療費の一部を支給します。	・子ども支援課	
		母子・父子家庭の保護者がその家計や生活に不安を抱えることがないよう、看護師や介護福祉士等高度技能・資格の取得に向けた支援を提供します。	・子ども支援課	

No.	取り組み	概要	担当課	重点 施策
1	経済的支援の 充実	母子・父子家庭など、経済的な不安の大きい世帯に対し、児童扶養手当を支給し、その経済的な不安や子育てに関する不安の軽減を図ります。	・子ども支援課	
		生活保護を必要とする者の相談に対応するとともに、必要な生活扶助費等を支給することで、最低限の生活の保障を行うとともに、自立に向けた支援を行います。	・保護課	
		生活保護または経済的理由により、小・中学校への就学が困難な児童生徒を持つ保護者に対し、学用品費、学校給食費などの経費の一部を援助します。 市内小・中学校の特別支援学級または通級指導教室に通う児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を助成します。	・学校教育課	
2	子育て環境の 向上	子育てに関する不安を解消していくため、地域子育て支援センター等での相談を充実させていくとともに、子ども・子育て支援事業を希望するすべての市民がサービスを利用できるよう、提供体制の確保を図ります。	・子ども支援課	
3	就労支援の充実	離職者で就労能力及び就労意欲のある市民に対し、居住に関する不安を解消するため、家賃相当額を給付します。	・保護課	
		就労についての悩みを抱える市民に対し、必要な情報の提供及び助言を行い、自立に向けた支援を提供します。	・保護課	
		高齢者等に対し、就労機会の提供を通じて就労意欲の増進と社会との交流の促進を図る雲仙市シルバー人材センターの運営を支援します。	・福祉課	○
4	納税や消費生活 に関する相談・支 援	多重債務等の消費生活相談や市民相談を実施し、相談者の生活全般の悩みごとを把握するとともに、必要に応じて関係機関と情報を共有し、適切なフォローの提供に努めます。	・地域づくり 推進課	
		納税相談を通じて相談者の状況等を把握し、必要に応じて関係機関との情報共有を行います。	・収納推進課	
5	働きやすい職場 環境づくり	企業や職場の労働環境等を改善するため、企業活動に必要な研修、資格習得を促進することで、従業員の定着を図ります。また、子育て世代の生活と仕事を両立する職場環境づくりに取り組む事業所等に支援を行います。	・商工労政課	

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
6	中小企業等事業者への支援	市内中小企業者の経営の安定及び振興を図るため、経営に関する相談があった場合には、国や県、商工会議所等支援機関による支援制度等を案内します。	・商工労政課	
7	障がいのある市民やその家族の負担軽減	障がいのある人やその家族から寄せられた相談内容について、その負担を軽減するために、情報共有や関係機関との連絡調整を行います。 また、日常的に介護している家族の一次的な負担軽減のため、障がいのある子どもの日中活動の場を提供します。	・福祉課	
8	ひきこもり・不登校児童等の居場所づくり	ひきこもり傾向のある子どもや発達障害児、不登校児に対してはその居場所づくりに努めるほか、ピアカウンセリング等を行います。	・福祉課 ・健康づくり課	
9	ごみの戸別収集を通じた高齢者等の見守り	家庭ごみの排出が困難な高齢者・障がい者に対し、ごみの戸別収集を行うとともに、声かけ等の安否確認を行うことで、孤立しがちな高齢者の見守りを行います。	・環境政策課 ・福祉課	○
10	高齢者の閉じこもり予防	可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業を推進していきます。	・福祉課	○
11	生涯学習の推進	市民講座等を開催し、共通の生活課題や趣味・関心を持つ市民同士の交流を促進します。	・生涯学習課	
12	災害被災者への支援	災害により損害を受けた市民に対し、弔慰金及び見舞金を支給することで、被災状況からの復帰活動に対する支援を行います。	・福祉課	

(4) 自殺未遂者への支援

平成29年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、重点施策の1つとして自殺未遂者への支援が掲げられています。自殺死亡者の多くに自殺未遂歴があることが指摘されているほか、公益財団法人日本財団が平成29年に実施した追跡調査では、自殺未遂者の半数以上が自殺未遂を再び経験していることが判明しています。自殺を防ぐためには、自殺未遂者に対し、医療機関や支援機関等による連携した支援を継続的に提供していく必要があります。

自殺未遂者が再度自殺を考えたり、至ったりすることがないように、身近な人による早期の気づきにつなげていく施策や支援機関による継続的な支援の提供に努めていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
1	精神疾患に関する正しい理解の普及・啓発	市民のライフステージに合った健康講座を実施し、自殺の要因の1つとなる精神疾患に関する正しい理解を広めていきます。	・健康づくり課	
2	困りごとを抱えた人を支える体制の強化	相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携した支援の提供に努めます。	・健康づくり課	

(5) 自死※遺族への支援

平成28年8月に公益財団法人日本財団が実施した調査によると、身近な人(家族・親族、友人、恋人)を自殺により亡くした経験のある人は全国で約20.4%いるとされています。自死遺族は、身近な人を失うという悲しみや自責感、無力感といった精神的に大きな苦痛を抱えるだけでなく、生計の維持や子育てへの不安といった生活上の問題や、債務、労災、損害賠償といった複雑な課題を抱えることも少なくありません。

自死遺族が感じる心理面の変化や生活上の課題などについて、相談に対応する支援機関や職員が理解を深めるとともに、必要とする支援を提供できるよう、関係機関同士の情報連携体制等を強化していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
1	自死遺族への適切な支援の提供	個別相談やつどいの場合などの提供を通じて、自死遺族の悩みを傾聴し、関係機関と連携しながら、必要な支援を提供していきます。	・健康づくり課	

※ NPO法人全国自死遺族総合支援センター「『自死・自殺』の表現に関するガイドライン」を考慮し、本計画では遺族や遺児に関する表現のみについて「自死」を採用しています。

第5章 計画の推進体制

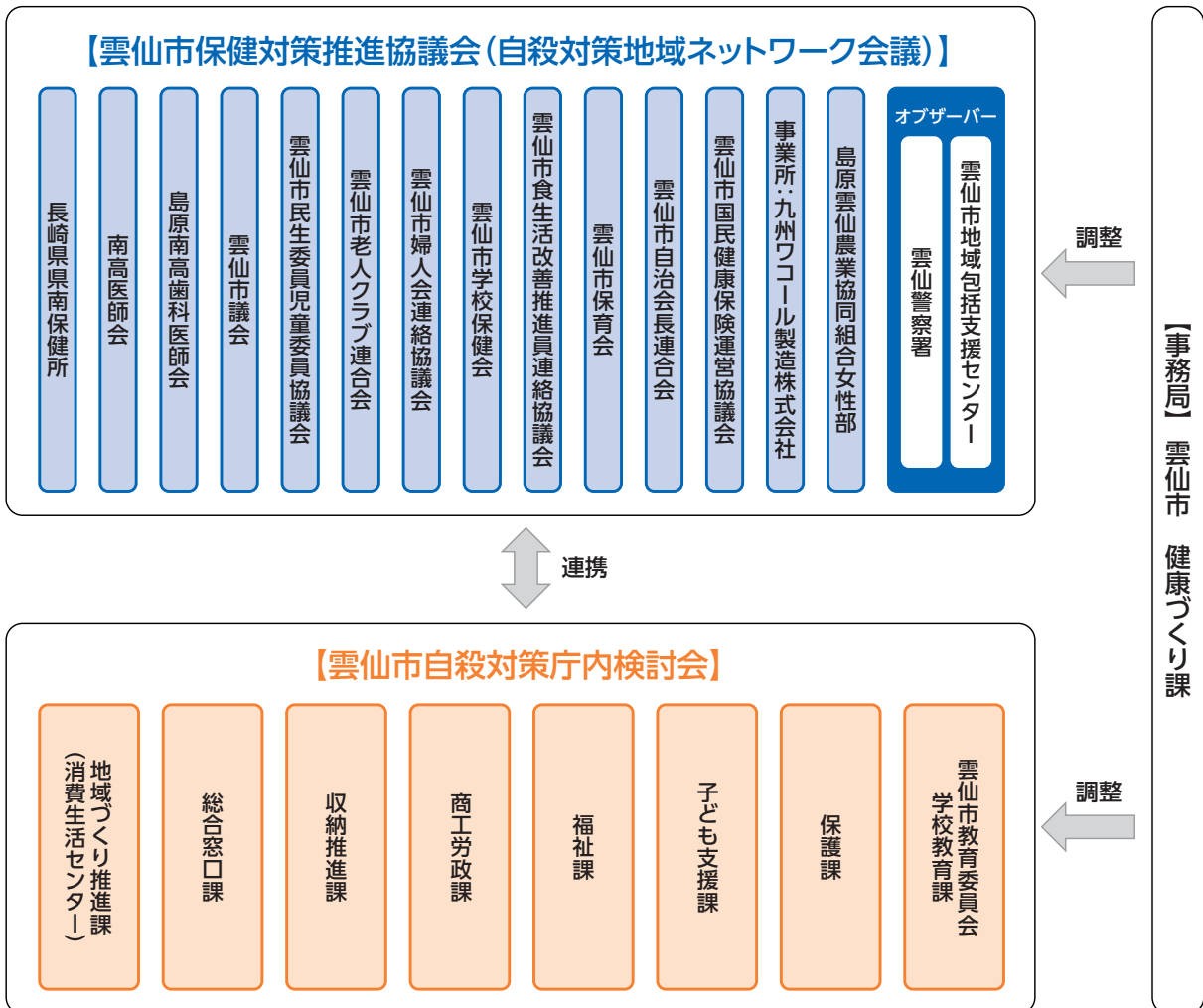
第1節 包括的なケアマネジメント体制の構築

自殺の背景には、経済・仕事、健康、家庭等様々な領域の複数の課題があり、それらが連鎖、重層的に深刻化することによって、自殺に追い込まれるといわれています。自殺対策を進める上では、自殺のリスクとなる課題を早期に発見し、複数の課題の一つひとつを一体的に解決していくことが重要です。そのためには、保健福祉部門のみならず、すべての課との連携のほか、ハローワークや医療機関、保健所などの外部の関係機関との連絡・調整が必要です。

雲仙市に暮らす人が、自殺に追い込まれることのないよう、効果的な支援を行っていくため、「雲仙市保健対策推進協議会（自殺対策地域ネットワーク会議）」における助言を受けながら、庁内関係部局間の連携を図り、計画の総合的・効果的な推進に努めます。

また、計画の推進上、国や長崎県との連携が必要な事項については、その内容に応じ、関係部局が窓口となってその調整・要請にあたります。

図表26 計画の推進体制(再掲)



第2節 関係機関との連携体制の強化

自殺対策においては、地域の関係機関や民間団体、学校や企業など多分野の関係機関との連携・協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。そのため、他分野の関係機関と連携を図り、市民の困りごとの解決に向け、地域全体で支援していく体制の構築・強化を図ります。

第3節 点検及び評価体制

自殺対策は行政のみならず、地域や身近な人による支援が不可欠であることから、「雲仙市保健対策推進協議会(自殺対策地域ネットワーク会議)」で計画の進捗等について報告し、助言を受けるものとしします。

第6章 資料編

(1) 雲仙市保健対策推進協議会設置に関する条例

○雲仙市保健対策推進協議会設置に関する条例

平成17年10月11日

条例第122号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、雲仙市保健対策推進協議会(以下「協議会」という。)の設置について定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、市民の健康保持及び増進への総合的計画を樹立し、その効率的推進を図ることを目的とする。

(定数及び任期)

第3条 協議会の委員の定数は、15名以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第4条 委員は、関係機関及び関係団体の代表並びに学識経験者の中から市長が委嘱する。

(所掌事務)

第5条 協議会は、本市における保健事業についての諸計画に関することにつき、市長の諮問に応じて答申するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員には、予算の範囲内で報酬を支給する。また、費用弁償としての旅費は、雲仙市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年雲仙市条例第34号)に定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国見町保健対策推進協議会設置に関する条例(昭和58年国見町条例第11号)、瑞穂町健康づくり推進協議会設置要綱(昭和63年瑞穂町要綱第4号)、吾妻町保健対策推進協議会設置に関する条例(昭和58年吾妻町条例第9号)若しくは小浜町保健対策推進協議会設置要綱の規定又は南串山町の保健対策推進協議会の制度(次項においてこれらを「合併前の条例等」という。)によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(適用区分)

- 3 この条例は、平成18年度から適用し、平成17年度までについては、なお合併前の条例等の例による。

(2) 雲仙市保健対策推進協議会運営規則

○雲仙市保健対策推進協議会運営規則

平成17年10月11日

規則第96号

改正 平成18年6月30日規則第40号

平成19年7月6日規則第37号

平成28年4月1日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、雲仙市保健対策推進協議会設置に関する条例(平成17年雲仙市条例第122号)第7条の規定により、雲仙市保健対策推進協議会(以下「協議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 協議会の委員は、次に掲げるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 長崎県県南保健所長
- (2) 地元医師代表
- (3) 地元歯科医師代表
- (4) 市会議員代表
- (5) 民生児童委員代表
- (6) 老人クラブ連合会代表
- (7) 婦人会代表
- (8) 市の学校関係者代表
- (9) 食生活改善推進協議会代表
- (10) 保育園・幼稚園代表者
- (11) 自治会長代表
- (12) 国民健康保険運営協議会代表
- (13) 事業主代表
- (14) その他市長が必要と認める者

(会長、副会長)

第3条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長、副会長の選出は、委員の互選による。

3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が召集する。

2 会長が必要と認める場合には、議事に関する学識経験者又は関係者を会議に参加させ意見を求めるものとする。

3 会議の議事は、出席した委員で決する。

(事務局)

第5条 協議会に関する庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の国見町保健対策推進協議会規則(平成13年国見町規則第6号)又は吾妻町保健対策推進協議会運営規則(昭和58年吾妻町規則第8号)(次項においてこれらを「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(適用区分)

3 この規則は、平成18年度から適用し、平成17年度までについては、合併前の規則の例による。

附 則(平成18年6月30日規則第40号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年7月6日規則第37号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第30号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(3)令和元年度 雲仙市保健対策推進協議会 委員名簿

No.	団体名	氏名	備考
1	長崎県県南保健所	川上 総子	
2	南高医師会	馬場 恵介	会長
3	島原南高歯科医師会	畑中 俊弘	副会長
4	雲仙市議会	佐藤 義隆	
5	雲仙市民生委員児童委員協議会	林田 秀美	
6	雲仙市老人クラブ連合会	児島 雄洋	
7	雲仙市婦人会連絡協議会	笠原 恵子	
8	雲仙市学校保健会	辰田 賢治	
9	雲仙市食生活改善推進員連絡協議会	山口 陽子	
10	雲仙市保育会	藤野 幸徳	
11	雲仙市自治会長連合会	中村 篤	
12	雲仙市国民健康保険運営協議会	丸田 則康	
13	九州ワコール製造株式会社	下田 知波	
14	島原雲仙農業協同組合女性部	野口 年枝	

(自殺対策地域ネットワーク会議オブザーバー)

1	雲仙市地域包括支援センター	吉武 直樹	
2	雲仙警察署	野村 政和	

雲仙市自殺対策計画

発行 令和2年3月
編集 長崎県 雲仙市 健康福祉部 健康づくり課
〒854-0492
長崎県雲仙市千々石町戊582番地
TEL:0957-36-2500 FAX:0957-36-8900

